

資格の大原

就職の大原

平成30年度 公務員採用試験

大 的中速報情報

～ 裁判所一般職編 ～

ズバリ
大的中!!

ズバリ
大的中!!

～大原模試的中数～

憲 法

3 問的中!

民 法

11 問的中!

次のページからの的中箇所を多数ご紹介!!

憲 法

【大原公開模擬試験】

[No.1] 思想良心の自由に関する次のア～オの記述のうち、適当なもののみをすべてあげているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による）。

ア. 「単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するに止まる程度」の謝罪広告であれば、これを新聞紙に掲載すべきことを命じる判決は、被告に対して屈辱的若しくは苦役的労苦を科し、又は被告の有する倫理的な意思、良心の自由を侵害することを要求するものとは解されない。

イ. 憲法19条は、内心の告白を強制されないという意味では「沈黙の自由」を保障したものと解することができるので、「自己に不利益な供述を強要されない」と規定する憲法38条1項は、憲法19条との関係では一般法に対する特別法のあると一般的に解されている。

ウ. 使用者が従業員に対して特定政党の党員か否かを調査することは、当該調査の必要性が認められ、不利益な取扱いをされるおそれがあることを示唆せず、強要にわたらない限り、許容される。

エ. どの政党又は候補者を支持するかは投票の自由と表裏をなすべきものであり、組合員各自が自主的に決定すべき事柄である。しかし、労働組合には脱退の自由があるので、労働組合が総選挙に際して特定の政党の立候補者を支援する資金のために、臨時組合費の負担を組合員に強制することは許される。

オ. 公立高等学校の卒業式における国歌斉唱の際に起立斉唱する行為は、学校の儀礼的行事における慣例上の儀礼的な所作としての性質を有するものであり、同校の校長が教諭に当該行為を命じたとしても、当該教諭の思想・良心の自由を何ら制約するものではない。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ



本試験問題
No.1 のア⇒肢オ
No.1 のウ⇒肢ア

【大原公開模擬試験】

[No.1] 日本国憲法に規定する法の下での平等に関する記述として、最高裁判所の判例に照らして、
妥当なものはどれか。

1. 地方公務員に採用された外国人から管理職選考の受験の機会を奪うことは、外国人である職員が管理職に昇任する途を閉ざすものであり、憲法に違反する違法な措置であるとした。
2. 尊属殺の法定刑を死刑又は無期懲役刑に限ることは、尊属に対する尊重報恩の維持という立法目的を達成するため必要な限度の範囲内であり、普通殺の法定刑に比し著しく不合理な差別的取扱いをするものとは認められず、憲法に違反しないとした。
3. 旧所得税法が、給与所得者にだけ必要経費の実額控除を認めないことは、所得の性質の違い等を理由とする当該取扱いの区別の態様が、租税負担の均衡に配慮するという立法目的との関連で著しく不合理であることが明らかであるため、憲法に違反するとした。
4. 嫡出でない子の法定相続分を嫡出子の2分の1と定めることは、法律婚主義の維持という立法理由との関連において合理性があり、立法府に与えられた裁量権の限界を超えた差別とはいえないとして、憲法に違反しないとした。
5. 障害福祉年金と児童扶養手当との併給を禁止することは、障害福祉年金受給者とそうでない者との間に児童扶養手当の受給に関し差別するものであるが、障害者、母子に対する諸施策及び生活保護制度の存在などに照らして総合的に判断すると、当該差別は合理的理由のない不当なものであるとはいえず、憲法に違反しないとした。



本試験問題

No.3 のア⇒肢 2

No.3 のイ⇒肢 3

【大原公開模擬試験】

[No.12] 職業選択の自由に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべてあげているものはどれか。

ア. 薬事法に基づく薬局の開設等の許可における適正配置規制は、主として薬局等の経営の保護という社会政策的ないし経済政策的な目的を有しており、その目的において一応の合理性を認めることができ、またその規制の手段・態様においてもそれが著しく不合理であることが明白であるとは認められないから、憲法22条1項に違反しないとするのが判例である。

イ. 小売商業調整特別措置法に基づく小売市場の許可規制は、国が社会経済の調和的發展を企図するという観点から中小企業保護政策の一環としてとった措置ということができ、その目的において一応の合理性は認められる。しかしその規制の手段としての距離制限は、必要かつ合理的ということとはできず、より緩やかな規制手段でも立法目的を達成することができるため、憲法22条1項に違反するとするのが判例である。

ウ. 酒税法に基づく酒類販売の免許制度は、酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという重要な公共の利益のために採られた合理的措置であり、その後の社会状況の変化と酒税の国税全体に占める割合等が相対的に低下するに至った状況においても、免許制度を存置しておくことの必要性・合理性は失うに至っていないとするのが判例である。

エ. 特定の団体でなければ生糸を輸入することができないとする一元輸入措置を内容とする法律は、営業の自由を制限するものであるため、社会経済政策の実施の一手段として、一定の合理的規制措置を講ずることは許容されず、その立法行為は憲法22条1項に違反するとするのが判例である。

オ. 司法書士以外の者が、他人の嘱託を受けて、登記に関する手続について代理する業務等を行うことを禁止することは、公共の福祉に合致した合理的な規定であり、またこれに違反した者を処罰することも公共の福祉に合致した合理的なものであるため、憲法22条1項に違反しないとするのが判例である。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、エ
4. イ、オ
5. ウ、オ



本試験問題

No.4 のア⇒肢オ

No.4 のイ⇒肢ア

No.4 のウ⇒肢ウ

民法

【大原公開模擬試験】

[No.10] 代理に関する次のア～オの記述のうち、適当なものの組み合わせはどれか（争いのあるときは、判例の見解による）。

ア. 代理人が権限を濫用したことについて契約の相手方が知っていたか、または知らなかったことについて重過失があった場合でなければ、本人は契約の無効を主張することができない。

イ. 代理人が本人をだますつもりで相手方と通謀して虚偽の法律行為をした場合には、本人が善意であっても、その行為は有効である。

ウ. 代理人が相手方に詐欺された場合には、代理人がその意思表示を取り消すことができるのであって、本人は取り消すことができない。

エ. 本人が相手方を詐欺した場合には、代理人がそのことを知らなくても、相手方はその意思表示を取り消すことができる。

オ. 代理人が相手方を詐欺した場合には、本人がそのことを知らなければ、相手方はその意思表示を取り消すことができない。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. エ、オ



本試験問題
No.9 のエ

的中!!

【大原公開模擬試験】

[No.22] 代理に関する次のア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべてあげているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による）。

ア. 一般社団法人の理事の権限につき定款で理事会の承認が要求されている場合で、相手方がその定款の定めは知っていたが、理事会の承認があったものと誤信した場合には、理事が当該具体的行為につき理事会の承認を得て適法に代表する権限を有するものと信じ、かつ信じることにつき正当の理由があれば、相手方は表見代理の成立を主張できる。

イ. 代理人Aが、本人Bのために行うことを示さずに行った意思表示は、たとえ相手方CがBのために行われたことを知っているときであっても、Bに対してその効力は帰属せず、A自身のために行ったものとみなされる。

ウ. Aが、無断でBの委任状を作成して、Bの代理人と称して、B所有地を売却する契約を第三者Cと締結した場合、原則として、Bに効果は帰属しないが、Bが追認すれば、当該追認の時にBC間の契約が締結されたことになる。

エ. Aが、無断でBの委任状を作成して、Bの代理人と称して、B所有地を売却する契約を第三者Cと締結した場合、Cは、Aに代理権がないことを知っていたときであっても、Bに対して、Aの行為を追認するか否かを確答するよう催告することができる。

オ. 妻Bが夫Aの代理人と称してA所有の土地をCに売却した後死亡し、夫Aと子Dが相続した。その後夫Aが死亡し、子DがAを相続した場合には、子DはCに対して追認を拒絶することができる。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. ウ、オ
5. エ、オ



本試験問題
No.9 のイ

【大原公開模擬試験】

[No.11] 時効の援用に関する次のア～エの記述の正誤の組み合わせとして最も適当なものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による）。

- ア. 抵当不動産の第三取得者は、その抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することができる。
- イ. 所有権の取得時効に必要な占有をした者が時効の援用をしないまま死亡し、共同相続が開始された場合には、各相続人はそれぞれ単独で所有権の取得時効を援用することができる。
- ウ. AのBに対する売買代金債権について時効期間が経過した後、Bが当該代金債務を承認した場合であっても、その債務を被担保債権とする抵当権を設定した物上保証人Cは、その債務について消滅時効を援用することができる。

エ. 連帯保証人は、債務者が自己の債務を承認した場合や時効の利益を放棄した場合には、主債務の消滅時効を援用できない。

- | | ア | イ | ウ | エ |
|----|---|---|---|---|
| 1. | 正 | 正 | 誤 | 正 |
| 2. | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| 3. | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| 4. | 誤 | 誤 | 正 | 正 |
| 5. | 誤 | 誤 | 正 | 誤 |



本試験問題

No.10 のエ



【大原公開模擬試験】

[No.12] 民法に規定する意思表示に関する記述として、妥当なものはどれか。

1. 表意者が真意でないことを知りながら意思表示をした場合、表意者を保護する必要はないので、相手方が表意者の真意を知っていたとしても、その意思表示は無効とはならない。
2. 第三者の詐欺による意思表示は、相手方が詐欺の事実を知らなければ、表意者は当該意思表示を取り消すことができないが、第三者の強迫による意思表示は、相手方が強迫の事実を知らなくとも取り消すことができる。
3. 隔地者に対する意思表示は、相手方に到達しなければその効力を生じないので、意思表示の発信後その到達前に死亡し、又は行為能力を喪失した場合は、当然その効力を生じない。
4. 最高裁判所の判例では、相手方と通じた虚偽の意思表示による無効は、善意の第三者に対抗することができないが、この第三者に転得者は含まれないとした。
5. 最高裁判所の判例では、表意者が錯誤により意思表示をした場合であっても、表意者に無効を主張する意思がないときは、第三者は、その意思表示の無効を一切主張できないとした。



本試験問題

No.11 の 1⇒肢 1

No.11 の 2⇒肢 4

No.11 の 4⇒肢 2

No.11 の 5⇒肢 3

【大原公開模擬試験】

[No.12] 不動産物権変動に関する次のア～エの記述の正誤の組み合わせとして、最も適当なものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による）。

ア. Aは、A所有の甲土地をBに売却し、AからBへの所有権移転登記をした後、Bから強迫されたことを理由として、AB間の甲土地の売買契約を取り消した。その後、Cが、Bによる強迫の事実も、Aによる取消しの事実も知らずに、Bから甲土地を買い受け、BからCへの所有権移転登記をした場合、CはAに対し、甲土地の所有権の取得を主張することができる。

イ. Aが、自己所有の土地をBに譲渡したが、その登記を備えないうちに、AB間の物権変動につき背信的悪意であるCにも譲渡し、さらにCがAB間の物権変動につき善意・無過失のDに当該土地を譲渡した場合において、AからC、CからDへと所有権移転登記がなされているときは、Bは、Dに対して登記なくして当該土地の所有権を対抗することができない。

ウ. 不動産甲の所有者が死亡し、AおよびBが共同相続した場合、Bの債権者Dの代位による共同相続の登記およびBの甲についての持分に対するDの仮差押の登記がされた後に、Bが相続の放棄をしたとしても、AはDに対して、甲についての所有権の全部の取得を対抗することができない。

エ. 不動産甲の所有者が死亡し、AおよびBが共同相続した場合、Bがほしいままに甲について単独相続の登記をした後に、Cに対して甲を譲渡し、所有権移転の登記をした場合でも、AはCに対して甲についての持分の取得を対抗することができる。

- | | ア | イ | ウ | エ |
|----|---|---|---|---|
| 1. | 正 | 正 | 誤 | 正 |
| 2. | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| 3. | 正 | 誤 | 正 | 正 |
| 4. | 誤 | 誤 | 正 | 正 |
| 5. | 誤 | 誤 | 正 | 誤 |



本試験問題
No.12のイ

的中!!

【大原公開模擬試験】

[No.16] 民法に規定する指名債権の譲渡に関する記述として、最高裁判所の判例に照らして、妥当なものはどれか。

1. 債権は自由に譲渡できるのが原則であるので、譲渡禁止特約が付された債権を譲り受けた者は、重大な過失により特約の存在を知らなかったとしても、当該債権を有効に取得することができる。
2. 譲渡禁止特約が付された債権について転付命令を受けた差押債権者が、転付命令を受けた当時、譲渡禁止の特約の存在につき悪意である場合には、当該債権者は、転付命令によってその債権を取得することができない。
3. 債権の譲渡人が債務者に対して通知をすれば、譲受人は債権譲渡を債務者に対抗することができるが、譲受人が譲渡人を代位して債務者に対する通知をしても、通知の効力が生じ、債務者に対抗することができる。
4. 債権が二重に譲渡され、それぞれについて確定日付のある証書による通知がなされた場合、その優劣は、通知に付された確定日付の先後によって決定されるべきである。
5. 債務者の弁済により債権が消滅したとしても、その後、債務者が異議をとどめないで承諾をしたときは、当該債権の消滅について譲渡人に対抗することができない。



本試験問題
No.14 のア

【大原公開模擬試験】

[No.4] 債権譲渡に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. 譲渡禁止の特約がある債権について、譲受人が当該特約の存在を知って譲り受けた場合は、譲受人は当該債権を有効に取得することはできないが、債務者が当該債権譲渡に承諾を与えたときは、債権譲渡のときに遡ってその譲渡は有効となり、譲受人は、当該承諾までに当該債権を差し押さえた者に対しても、債権譲渡の効力を主張できる。
2. 現在存在している債権だけではなく将来発生すべき債権についても債権譲渡する契約を締結することができ、債権譲渡契約の締結時において債権発生の可能性が低かったとしても、特段の事情がない限り、当該債権を有効に譲渡することができる。
3. AがBに対する金銭債権をCに譲渡した後、その債権を更にDにも二重に譲渡した場合、AからCへの譲渡について確定日付のある証書によらず通知がされ、それがBに到達した後、AからDへの譲渡について確定日付のある証書による通知がBに到達した場合、Cへの債権譲渡が優先する。
4. AがBに対する金銭債権をCに譲渡した後、その債権を更にDにも二重に譲渡した場合、AからCへの譲渡についても、AからDへの譲渡についても確定日付のある証書による通知がされ、それが同時にBに到達した場合、通知に付された確定日付の先後によりその優劣を決する。
5. 債務者が異議をとどめない承諾をした場合、譲渡人に対抗することができた事由につき悪意の譲受人に対しても、当該事由をもって対抗することができない。



本試験問題

No.14 のイ⇒肢 2

No.14 のウ⇒肢 1

【大原公開模擬試験】

[No.16] 相殺に関するア～オの記述のうち、適当なもののみをすべてあげているものはどれか（争いがあるときは判例の見解による）。

ア. 相殺は、当事者相互が同種の目的を有する債務を負担するときに行うことができることから、当事者双方の債務の履行地が同一でなければならない。

イ. 既に弁済期にある自働債権と弁済期の定めのある受働債権とが相殺適状にあるというためには、自働債権の弁済期が到来していなければならないが、受働債権については、期限の利益を放棄さえすれば、弁済期が到来していなくとも、相殺が可能である。

ウ. Aが、BのCに対する債権を差し押さえた場合、たとえAの差押え前に、CがBに対する債権を取得したときであっても、Cの債権を自働債権とする相殺をAに対抗することはできない。

エ. 双方の過失に基づく同一事故による物的損害の賠償債権相互間では、新たに不法行為を誘発するおそれはなく、被害者に現実の弁済を受けさせる必要があると解すべき合理的理由もないことから、相殺が認められる。

オ. Bの債権者Aが、債権者代位権を行使してCに請求した場合には、CはBに対して有する債権を自働債権とする相殺をAに対抗することができる。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、オ
5. エ、オ



本試験問題

No.15 の 1⇒肢エ

No.15 の 3⇒肢イ

的中!!

【大原公開模擬試験】

[No.17] 民法に規定する相殺に関する記述として、判例、通説に照らして、妥当なものはどれか。

1. 相殺禁止の合意は、当事者間で締結することができるが、この合意は、当該債権を善意で譲り受けた第三者には対抗することができない。
2. 相殺は、対立する債権が現に存在することを前提になされるものであるから、債権が時効により消滅した場合は、たとえ消滅前に相殺適状に達していたとしても、その債権を自動債権とする相殺をすることはできない。
3. 相殺の効力は、相殺の意思表示が相手方に到達したときに発生するため、意思表示の到達前に相殺適状に至ったとしても、その時点には遡及しない。
4. 最高裁判所の判例では、相殺を有効にするためには、受働債権は弁済期にある必要があるが、自動債権については弁済期にあることを必要としないとした。
5. 最高裁判所の判例では、不法行為による損害賠償債権も単純な金銭債権であるから、不法行為によるものではない債権を自動債権とし、不法行為による損害賠償債権を受働債権とする相殺は許されるとした。



本試験問題
No.15 の 3

【大原公開模擬試験】

[No.14] 債権者代位権に関する記述として、適当なものをあげているものはどれか（争いがあるときは判例の見解による）。

ア. 債権者代位権は、すべての債権者のために債務者の責任財産を保全する制度であるので、債権者が債務者に代位して第三者に対する債務者の債権を取り立てる場合には、自己の債権額を超えて債権の全額を取り立てることができる。

イ. 第三債務者が提出した抗弁に対して、提出することのできる代位債権者の抗弁事由は、債務者の債権を行使している以上、債務者自身が主張しうるものに限られ、代位債権者独自の事情に基づく抗弁を提出することはできない。

ウ. 債権者は、債権者代位権の対象となる債務者の権利が物の引渡しを内容とする場合、その物を直接自己に給付するよう請求できる。

エ. 債権者代位権の対象とならない債務者の一身専属権には、親権や離婚請求権などがある。そのため、人格権侵害による慰謝料請求権も一身専属権である以上、いったん権利を行使し、具体的金額が確定したとしても、代位権の対象とならない。

オ. 債権者代位権はもともと債務者の権利を行使するものである以上、第三債務者から回収した代金等は、本来の債権者である債務者に帰属することになるので、代位債権者は第三債務者に対し、直接自己に代金等を請求することはできない。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、オ
5. ウ、エ



本試験問題

No.17 の 2⇒肢ウ

No.17 の 4⇒肢ア

的中!!

【大原公開模擬試験】

[No.19] 委任に関する記述として最も適当なものはどれか。

1. 委任契約の委任者はいつでも委任契約を解除することができるが、受任者はやむを得ない事由がない限り委任契約を解除することができない。
2. 委任契約の受任者は、委任事務を処理するに当たって受け取った金銭を委任者に引き渡さなければならないが、収取した果実についてはこの限りではない。
3. 委任契約の受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。
4. 委任契約は、当事者の一方が相手方に対し法律行為をすることを約し、相手方がこれに報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。
5. 委任契約は受任者が死亡すれば終了するが、委任者が死亡しても当然には終了しない。



本試験問題

No.19 の 1⇒肢 4

No.19 の 3⇒肢 1